

## 地方税の不納欠損処理額調(市町村分)資料

①地方税法第15条の7第4項(滞納処分の執行停止3年継続)に基づくもの

(単位:千円)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
不納欠損額	131,632	111,126	119,930	201,038	147,204	73,244

\* 滞納処分の執行停止の要件

- 一 滞納処分をすることができる財産がないとき。
- 二 滞納処分をすることによってその生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき。
- 三 その所在及び滞納処分をすることができる財産がともに不明であるとき。

\* 滞納処分の執行停止の具体例

- (1) 前年には所得があったが、病気等の理由で、課税年度にかかる所得がなく、生活困窮に陥っているケース。
- (2) 中小企業等が倒産し、差押え可能な財産がないケース。
- (3) 滞納者の所有する全財産を差押え、換価処分をして滞納税額に充当したが、その財産が滞納税額に足りず、まだ徴収しきれない税金が残ってしまうケース。
- (4) 生活保護の適用を受け、滞納税額を支払う能力・財産がないケース。

②地方税法第15条の7第5項(滞納処分の執行停止に係る即時消滅)に基づくもの

(単位:千円)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
不納欠損額	366,802	468,819	150,381	159,143	203,012	253,171

\* 即時消滅の要件

その地方団体の徴収金が限定承認に係るものであるとき、その他その地方団体の徴収金を徴収することができないことが明らかであるとき。

\* 即時消滅の具体例

- ・ 滞納者が死亡し、相続人もいないケース。
- ・ 限定承認をした相続人の相続した財産について差押えできる財産がないケース。
- ・ 滞納している法人が廃業し、事実上事業の再開が見込まれないケース。
- ・ 外国人就労者等が滞納したまま帰国してしまい、将来帰国の見込みのないケース。

③地方税法第18条(地方税の時効消滅)に基づくもの

(単位:千円)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
不納欠損額	307,873	297,462	259,709	203,321	172,459	157,553

\* 消滅時効の要件

法定納期限等の翌日から起算して5年間行使しないとき。

\* 消滅時効が成立する具体例

- ・ 財産調査を行った結果、滞納処分可能な財産がない等の理由で執行停止されたが、執行停止が3年継続するよりも早く消滅時効が成立してしまった場合

④地方税収と不納欠損額の推移

(単位:千円、%)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
税収(A)	121,658,483	125,182,923	122,855,156	121,470,982	120,377,376	126,510,276
不納欠損額(B)	806,307	877,407	530,020	563,502	522,675	483,968
B/A	0.66	0.70	0.43	0.46	0.43	0.38

## 地方税の不納欠損処理額調(市町村分)資料

(地方税法参照条文)

(滞納処分の停止の要件等)

**第十五条の七** 地方団体の長は、滞納者につき次の各号のいずれかに該当する事実があると認めるときは、滞納処分の執行を停止することができる。

- 一 滞納処分をすることができる財産がないとき。
- 二 滞納処分をすることによつてその生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき。
- 三 その所在及び滞納処分をすることができる財産がともに不明であるとき。

**2** 地方団体の長は、前項の規定により滞納処分の執行を停止したときは、その旨を滞納者に通知しなければならない。

**3** 地方団体の長は、第一項第二号の規定により滞納処分の執行を停止した場合において、その停止に係る地方団体の徴収金について差し押さえた財産があるときは、その差押えを解除しなければならない。

**4** 第一項の規定により滞納処分の執行を停止した地方団体の徴収金を納付し、又は納入する義務は、その執行の停止が三年間継続したときは、消滅する。

**5** 第一項第一号の規定により滞納処分の執行を停止した場合において、その地方団体の徴収金が限定承認に係るものであるとき、その他その地方団体の徴収金を徴収することができないことが明らかであるときは、地方団体の長は、前項の規定にかかわらず、その地方団体の徴収金を納付し、又は納入する義務を直ちに消滅させることができる。

(地方税の消滅時効)

**第十八条** 地方団体の徴収金の徴収を目的とする地方団体の権利(以下この款において「地方税の徴収権」という。)は、法定納期限(次の各号に掲げる地方団体の徴収金については、それぞれ当該各号に定める日)の翌日から起算して五年間行使しないことによつて、時効により消滅する。

- 一 第十七条の五第二項又は前条第一項第一号、第二号若しくは第四号若しくは同条第三項の規定の適用がある地方税若しくは加算金又は当該地方税に係る延滞金 第十七条の五第二項の更正若しくは決定があつた日又は前条第一項第一号の裁決等があつた日、同項第二号の決定、裁決若しくは判決があつた日若しくは同項第四号の更正若しくは決定があつた日若しくは同条第三項各号に定める日
- 二 第十七条の五第六項の規定の適用がある不申告加算金 同項の決定があつた日
- 三 督促手数料又は滞納処分費 その地方税の徴収権を行使することができる日

**2** 前項の場合には、時効の援用を要せず、また、その利益を放棄することができないものとする。

**3** 地方税の徴収権の時効については、この款に別段の定があるものを除き、民法の規定を準用する。